



2024年11月14日

各 位

会社名 株式会社CS-C  
代表者名 代表取締役社長 梶原 健  
(コード番号：9258 東証グロース市場)  
問い合わせ先 執行役員 管理本部長 金城 一樹  
(TEL. 03-5730-1110)

### 監査等委員会設置会社への移行、役員人事及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、2024年12月20日開催予定の第13期定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員人事及び定款の一部変更について、同定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

当社は、「かかわるCに次のステージを提供し、笑顔になっていただく」をミッションに、「マーケティング、テクノロジー、コンサルティングスキルを武器とし、ローカルビジネスの活性化を通じて、消費者に日々の楽しみを提供し、店舗、街・地域、国が活性化されている状態。」、「公益資本主義の浸透により、ビジネスと社会貢献が両立する世界が確立している状態。」の2つのビジョンを掲げ、世界をよりステキに、より笑顔にすることに貢献し、たくさんの「ありがとう」を生み出し続ける会社になることを目指しております。

当社は、これらのミッション・ビジョンを実現するとともに、経営の効率化、健全化、透明性を高め、中長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

かかる方針を更に推し進めるために、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることを通じて、取締役会の監督機能を強化することで、一層のガバナンス機能の充実を図ります。同時に、監査等委員会設置会社へ移行することで取締役会が業務執行の決定権限を広く取締役に委任することが可能となりますが、これにより、経営の意思決定の迅速化を図り、更なる企業価値の向上を志向するものです。

##### (2) 移行の時期

2024年12月20日開催予定の第13期定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認を頂き、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

## 2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事について

### (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

（2024年12月20日開催予定の第13期定時株主総会に付議）

氏名	新役職	現役職
梶原 健	代表取締役社長	同左
森田 大輔	取締役	同左
宇田川 政幸	取締役	同左
向田 光裕	取締役	同左
庄子 素史	取締役	執行役員
戸所 岳大	取締役	執行役員
福田 貴史	社外取締役	同左

### (2) 監査等委員である取締役の候補者

（2024年12月20日開催予定の第13期定時株主総会に付議）

氏名	新役職	現役職
林 宏一	取締役 監査等委員	取締役
中山 茂	社外取締役 監査等委員	社外監査役
山口 満	社外取締役 監査等委員	社外監査役

### (3) 退任予定役員

（2024年12月20日開催予定の第13期定時株主総会終結の時をもって退任予定）

氏名	現役職
金田一 喜代美	常勤社外監査役

## 3. 定款一部変更について

### (1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に係る規定の新設など、所用の変更を行うものです。
- ② 今後の事業内容の拡大に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものです。
- ③ 資本政策及び配当政策の実施を機動的に行うことができるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする規定を新設するものです。
- ④ その他、上記の各変更に伴う条数の整備等の所要の変更を行うものです。

### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

### (3) 変更の日程

株主総会開催日 2024年12月20日（金）（予定）  
効力発生日 2024年12月20日（金）（予定）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 (省略)	第2条 (現行どおり)
<u>1.</u> (省略)	<u>(1)</u> (現行どおり)
<u>2.</u> (省略)	<u>(2)</u> (現行どおり)
<u>3.</u> (省略)	<u>(3)</u> (現行どおり)
<u>4.</u> (省略)	<u>(4)</u> (現行どおり)
<u>5.</u> (省略)	<u>(5)</u> (現行どおり)
<u>6.</u> (省略)	<u>(6)</u> (現行どおり)
<u>7.</u> (省略)	<u>(7)</u> (現行どおり)
<u>8.</u> (省略)	<u>(8)</u> (現行どおり)
<u>9.</u> (省略)	<u>(9)</u> (現行どおり)
(新 設)	<u>(10)</u> 飲食店の経営及び飲食店経営の受託
(新 設)	<u>(11)</u> 飲食店、物販店等各種店舗開発の企
(新 設)	<u>(12)</u> 国内及び海外のフランチャイズチェ
(新 設)	<u>(13)</u> 有料職業紹介事業
(新 設)	<u>(14)</u> 労働者派遣事業
(新 設)	<u>(15)</u> 人材の育成、職業適性、能力開発を
(新 設)	<u>(16)</u> 就職情報の提供及び求人・採用活動
(新 設)	<u>(17)</u> 特定技能外国人の登録支援に関する
(新 設)	<u>(18)</u> 人事労務管理及び福利厚生に関する
(新 設)	<u>(19)</u> 各種情報収集及び提供、並びに求人
(新 設)	<u>(20)</u> 企業情報、人材情報に関する各種情
(新 設)	<u>(21)</u> 不動産売買・賃貸・所有・管理及び
(新 設)	<u>(22)</u> 不動産活用に関するコンサルティン
(新 設)	<u>(23)</u> 各種保険代理業務
(新 設)	<u>(24)</u> 各種不動産の賃貸借、割賦販売を含
(新 設)	<u>(24)</u> 含む売買、リース及び保守管理

<p>(新 設) (新 設) (新 設)</p> <p>10. (省略)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (省略)</p> <p>(召集権者及び議長)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>第15条～第18条 (省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち、最終のも</p>	<p>(25) <u>古物営業法に基づく古物商</u></p> <p>(26) <u>有価証券の取得及び保有並びに投資事業組合財産の運用及び管理</u></p> <p>(27) <u>貸金業、金銭の貸付け、融資</u></p> <p>(28) (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(召集権者及び議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内</p>
--	---

<p>のに関する定時株主総会の締結の時 までとする。</p> <p>② <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条～第 26 条 (省略)</p>	<p>に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の締結の時までとする。 (削 除)</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の締結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条～第 26 条 (現行どおり)</p>
--	--

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第 27 条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><u>第 28 条</u> (省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 29 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第 30 条</u> (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p><u>第 31 条</u> 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 32 条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第 33 条</u> 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補</u></p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第 27 条</u> 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第 28 条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><u>第 29 条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 30 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第 31 条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
--	---

<p><u>欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u>  <u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u>  <u>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(責任免除)</u>  <u>第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法</u></p>	(削 除)

<p><u>第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 7 章 会計監査人</p> <p>第 41 条～第 42 条 (省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員役会の招集通知)</u></p> <p>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p>第 34 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役</p>
---	--



<p>が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>第44条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第45条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第47条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>② 未払いの剰余金の配当には利息を付けない。</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第13期定時株主総会終結前の行為に関して、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
--	--